29　上記１から28までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス		
30　［略］		
31　仮想移動電気通信サービス	携帯電話に係るもの	
	ＰＨＳに係るもの	
	ローカル５Ｇサービスに係るもの	
	ＢＷＡアクセスサービスに係るもの	
32　［略］		
33　［略］		
34　上記１から33までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務		

［注１　略］

２　再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合は「卸」と記入すること。ただし、上記31に該当する場合は、この限りでない。

［３・４　略］

５　ＦＭＣサービスを提供する場合は、ＦＭＣサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「ＦＭＣサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（１、２、６、７、８又は31に限る。）により記入すること。

６　「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（６、７、16、17、18又は23に限る。）に該当する仮想移動電気通信サービスについては、上記31のみに「○」をすること。

７　「インターネット関連サービス（ＩＰ電話を除く。）」又は「上記１から33までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「ＩＸサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。

［８～10　略］

28　上記１から27までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス		
29　［同左］		
30　仮想移動電気通信サービス	携帯電話に係るもの	
	ＰＨＳに係るもの	
	ＢＷＡアクセスサービスに係るもの	
31　［同左］		
32　［同左］		
33　上記１から32までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務		

［注１　同左］

２　再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合は「卸」と記入すること。ただし、上記30に該当する場合は、この限りでない。

［３・４　同左］

５　ＦＭＣサービスを提供する場合は、ＦＭＣサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「ＦＭＣサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（１、２、６、７、８又は30に限る。）により記入すること。

６　「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（６、７、16、17、18又は22に限る。）に該当する仮想移動電気通信サービスについては、上記30のみに「○」をすること。

７　「インターネット関連サービス（ＩＰ電話を除く。）」又は「上記１から32までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「ＩＸサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。

［８～10　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（電気通信主任技術者規則の一部改正）

第二条　電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電気通信主任技術者の選任を要しない場合） **第三条の二**　［略］ ［２～４　略］	（電気通信主任技術者の選任を要しない場合） **第三条の二**　［同上］ ［２～４　同上］